

# 東京電力（株）の点検作業不正記載について

## （座長報告）

平成 14 年 11 月 19 日  
原子力委員会  
市民参加懇談会

### （これまでの主な経緯）

- 平成 12 年 7 月 3 日 通商産業省（当時）に対し、東京電力（株）福島第一原子力発電所 1 号機で 1989 年（平成元年）に実施された点検作業報告書について、米国在住のゼネラルエレクトリック社（GE 社）の作業関係者という人から「同機の蒸気乾燥器に取り替えが必要なほどのひび割れが 6 ヶ所で発見されたことなどを記載していない検査報告書にサインさせられた。」などの第 1 の申告が到達。
- 申告に基づき、7 月 4 日、通商産業省は東京電力に対し調査を依頼。7 月 5 日以降、東京電力（株）からの書面による回答など両者は断続的に折衝。また、通商産業省は発電所へ出向き、記録確認と現物確認を実施。
- 平成 12 年 11 月 13 日 通商産業省に対し、同じ申告者から「福島第一原子力発電所で、1994 年（平成 6 年）の定期検査時に、故意にレンチを炉心シュラウド下部に置いたことを理由として、GE 社の技術者が解雇されたことを知っているか。」との第 2 の申告が到達（この時点で申告者は、関係者には自分の身元を明らかにしてよいと表明。8 月時点では身分を明かすことは望まないと表明していた）。
- 平成 13 年 1 月 6 日 中央省庁再編により、通商産業省は経済産業省へ、また、原子力安全・保安院が設立され、当時の通商産業省資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全管理課が担当していた 2 件の申告に関する業務は、原子力安全・保安院原子力保安管理課に引き継がれ、申告内容の詳細把握並びに東京電力（株）への事実確認などを継続実施。
- 平成 13 年 10 月 11 日 原子力安全・保安院は GE 社への調査依頼を決定。
- 平成 14 年 3 月 19 日 原子力安全・保安院、東京電力（株）、GE 社の間で断続的に折衝が重ねられ、GE 社が原子力安全・保安院に対して、蒸気乾燥器以外にも検査報告書の一部改ざんが行われていた疑いがあることを情報提供。
- 平成 14 年 5 月 22 日 東京電力（株）は、GE 社から申告に係る案件（2 件）以外の問題が 24 件あることの説明を受け、事実関係調査のため社内調査委員会の設置を決定。

- 平成14年 8月29日 原子力安全・保安院および東京電力は、1980年代後半から90年代にかけて、自主点検作業記録などに虚偽の記載などが行われた可能性(29件)があり、これまで調査を行ってきたこと、併せて、これらの事案の対象となる使用中の機器は直ちに安全性に重大な影響を与える可能性はないことを発表。
- 以降、原子力安全・保安院は、東京電力の原子力発電所ほかに立入検査の実施、原子力事業者および自主点検作業を請け負っている関連事業者に対し、総点検などの指示を行う。
- 平成14年 9月 2日 東京電力は、会長、社長、原子力担当副社長、相談役2名の辞任を公表。
- 平成14年 9月13日 経済産業大臣の下に東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会が設置され、原子力安全・保安院の調査について、調査業務の手法やその結論の妥当性の評価など検討を開始。また、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下に原子力安全規制法制検討小委員会が設置され、これらの不正行為の背景を検証し、再発防止のための法制度などの検討を開始。
- 平成14年 9月17日 東京電力は調査結果をまとめるとともに、原子力関係者(35名)の処分を公表。
- 平成14年 9月20日 東北電力、東京電力、中部電力は、自主点検において再循環系配管にひび割れが発見されていたこと、25日には、日本原子力発電は、シュラウド(原子炉隔壁)にひび割れの兆候が発見されていたことを公表。
- 平成14年 9月27日 経済産業省は、原子力安全・保安院長ほか関係者(6名)の処分を公表。
- 平成14年 9月27日 経済産業大臣の下に設置された調査過程評価委員会が、中間報告(案)を公表。
- 平成14年10月 1日 原子力安全・保安部会の下に設置された安全規制法制小委員会は、中間報告書(案)を公表。同日、原子力安全・保安院は、東京電力から報告のあった件に加えて、東北電力、中部電力、日本原子力発電であった件も含めた、中間報告を公表。
- 平成14年10月25日 東京電力において、国の定期検査である格納容器漏えい率検査について不正操作が行われていたことを公表。  
( 当該事案は自主点検の不正記載と性格の異なるものなので別添により紹介。)

( 経済産業省および東京電力による調査の概要 )

1 . 東京電力による原子力発電所の点検・補修作業に係る G E 社指摘事項に関する調査結果 ( 平成 1 4 年 9 月 1 7 日 )

G E 社から指摘を受けた 2 9 件について

- ・ 事実隠しや記録の修正などの不適切な点が認められたもの ( 1 6 件 )
- ・ 不適切な点が認められなかったもの ( 1 3 件 )
- ・ いずれの機器についても、当時の時点において安全性に問題ないことは確認されていた。

不適切な取り扱いが行われた動機・背景

- ・ 点検・補修に携わる社員にとっては「スケジュールどおりに定期点検を終わらせて送電線に電気を送り出す」ことが最大の関心事であり、そのことに強い責任を感じていた。原子力部門の幹部にも同様の意識が強かった。
- ・ こうしたことにより、保修部門全体に「安全性に問題がなければ、国へのトラブル報告はできるだけ行いたくない」との心理が醸成されていった。
- ・ また、この心理に引きずられ、信頼関係を大事にしなくてはならない地元自治体への情報提供についてすら消極的な姿勢をとることとなってしまった。
- ・ こういった心理に「安全性に問題がなければ報告しなくてもよいのではないか」という誤った考えが加わり、不適切な取り扱いが実行されることとなった。

再発防止対策

- ・ 情報公開と透明性確保  
「発電所地域情報会議」( 立地地域の代表 ) や「原子力安全・品質保証会議」( 社外有識者 ) の設置など
- ・ 業務の的確な遂行に向けた環境整備  
企業倫理相談窓口の設置、企業倫理の観点から規程・マニュアルの総点検など
- ・ 原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革  
社長直属の「原子力品質監査部 ( 本店 )」「品質監査部 ( 発電所 )」の設置など
- ・ 「企業倫理の徹底」  
「企業倫理委員会」( 社外有識者 ) の設置、「企業倫理に関する行動基準」の策定など

2 . 原子力安全・保安院による原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題に関する調査結果 ( 平成 1 4 年 1 0 月 1 日 )

不実記載等の 2 9 件の不正の疑い

- ・ 技術基準維持義務や記録保存義務が遵守されていなかった可能性 ( 6 件 )
- ・ 国の指導に基づく報告を怠ったり、事実に反する報告を行った可能性 ( 5 件 )
- ・ 自主点検のあり方としては適切と言えない。 ( 5 件 )
- ・ 問題点は見出せなかった。 ( 1 3 件 )

## 29件以外に報告された東北電力、東京電力、中部電力および日本原子力発電の事案について

- ・記録の不実記載などは見られず、安全評価や必要な手続きは行われていた。しかし、一部の発電所では、定期検査での要求水準以上の検出能力を有する検査手法を用いた結果として、ひび割れが検出されたものもあり、こうした情報については国に報告することが望ましかった。
3. 経済産業省による東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会の評価について（平成14年9月27日）

東京電力が行った原子力発電の自主点検記録の不正等に関して原子力安全・保安院が実施した調査について、調査過程の妥当性を評価、改善策を提言。

### 評価結果

- ・早い段階で申告者やその関係者への直接接触を行わなかったことは問題。
- ・より早い段階で東京電力に対して法律に基づく報告徴収を行うべき。
- ・東京電力に対し、氏名に関する情報など調査に必ずしも必要でない情報のみならず、個人のプライバシーに関する情報を示したことは極めて不適切。
- ・調査がほとんど進んでいない期間について、申告者を直接訪問したり、東京電力に対し調査回答を強く督促するなど積極的な対応をすべき。
- ・より早いタイミングで公表を行うべきとの基本姿勢があったかどうか疑問。

### 改善策

原子力安全・保安院が行う調査を監査・監督などする外部有識者からなる申告調査委員会を立ち上げ、以上に上げた課題について、ルールの策定などに取り組み。

4. 経済省総合エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力安全規制法制検討小委員会における再発防止策の検討（平成14年10月1日）

自主点検のルール明確化（自主点検の実施と記録・保存の義務付け、国が実施体制等を審査）

設備の健全性評価の義務付けと評価基準の明確化

組織的な不正行為に対する罰則の強化

事業者の安全確保活動における品質保証体制の確立の義務化

申告制度の運用改善

地域住民等国民への説明責任の確実な遂行（軽微な事象に係る情報の公開、共有化等）

原子力安全規制行政の体制の充実

5. 経済産業省による、東京電力に対する行政措置

経済産業省として、東京電力において品質保証システムが適正に機能していなかったこと、とりわけ全社的なチェック、監視体制が十分機能していなかったことを重く受け止め、10月1日、東京電力に対して、厳重注意を行うとともに、特別な保安検査の実施、定期検査の特に厳格な実施などの行政措置を講ずることを指示。

## 東京電力(株)福島第一原子力発電所1号機における 格納容器漏えい率検査の偽装について

### 事案の概要

東京電力(株)福島第一原子力発電所第1号機において、第15回(平成3年)及び第16回(平成4年)定期検査期間中に行われた格納容器の漏えい率検査に際し、不正な圧縮空気の格納容器内への注入などが行われた結果、検査が適正に行われなかったことが東京電力(株)からの報告(平成14年10月25日)により明らかになった。

東京電力の報告によれば、両定期検査期間中に行われた格納容器漏えい率試験において、漏えい率を低く見せかけるため、漏えい率測定中に圧縮空気を格納容器に注入し、さらに、平成4年の第16回定期検査中の漏えい率検査に際しては、漏えいが検知された弁について、検査要領書で定められた方法によらない方法で弁の閉鎖も行ったため、両定期検査において正確な漏えい率が確認できない状態で検査を行ったことは事実であったとのことである。ただし、不正操作の具体的な方法等については、未だ判明に至っておらず、引き続き調査を進め、今後判明し次第、原子力安全・保安院に対し追加報告を行うとのことであった。

原子力安全・保安院では、両定期検査における格納容器漏えい率試験中に行われた不正操作について、日立製作所からも、これに関与したことを認める旨の情報提供を得ている。

### 原子力安全・保安院による事案の評価

#### 原子炉等規制法違反

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定によれば、東京電力は運転に当たり、定期的な検査により、格納容器漏えい率が0.5%/日以下であることを確認しなければならない。これに対し、圧縮空気の注入などにより正確な漏えい率の確認をしなかったことは、保安規定を遵守しなかったことになる。このため、保安規定の遵守を規定している原子炉等規制法違反となる。

#### 電気事業法違反

電気事業法に規定されている国の定期検査について、偽装を行うことにより検査を妨げ、あるいは検査を忌避したことになるので、電気事業法に該当する違反行為である。

ただし、電気事業法に係る事項は3年間であるため、今回明らかになった事案については、時効が成立している。

### 経済産業省による、東京電力に対する行政処分等

原子炉等規制法に違反するもので行政処分の対象。

放射性物質の放出など環境への影響はなかったが、原子炉の安全機能上、極めて重要な部分において意図的な偽装が行われるという前例のないものであ

り、加えて国の定期検査を妨害したもので極めて悪質。  
したがって、東京電力（株）福島第一原子力発電所第1号機は、1年間の原子炉運転停止処分を実施予定。  
日立製作所については、原子炉等規制法および電気事業法上の対象ではないが、これらの行為に関与したことを踏まえ、再発防止策の早急な検討の指示などの措置を講ずる予定。

#### 東京電力（株）福島第一原子力発電所第1号機の格納容器漏えい率の再確認

原子力安全・保安院は、早急に東京電力（株）福島第一原子力発電所第1号機の格納容器の健全性を確認するため、原子炉の停止・冷却後速やかに漏えい率検査を実施し、その結果について報告するよう、報告徴収命令を発出。

また、当該漏えい率検査の実施に際しては、準備段階を含め法律に基づく立ち入り検査を実施し、不正が行われないよう国の検査官を要所に配置して検査を行う予定。

#### 東京電力（株）のその他の原子炉についての対応（厳格な検査の実施）

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所第1号機以外の原子炉についても、念のため、当該機に準じた厳格な検査を行うことにより、その漏えい率を確認することにする。

そのため、現在運転中の原子炉については、点検計画を可及的速やかに策定するよう指示。

#### 東京電力以外の電力会社に対する対応（総点検の追加指示）

原子力安全・保安院は、現在、自主点検作業記録などの総点検指示を行っているが、格納容器漏えい率検査結果についても早急に過去の点検記録を再確認するように指示。

#### 原子力安全・保安院による再発防止策

不正を行った場合の罰則の強化

厳正な定期検査への体制整備

- ・ 格納容器漏えい率検査を含む国の検査につき、準備段階からの検査官による抜き打ち的な検査の実施
- ・ 不正が行われないよう国の検査官を要所に配置

#### 原子力安全委員会による経済産業省への原子力安全の信頼の回復に関する勧告

経済産業省に対し、原子力安全委員会は、「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」に基づき、原子力安全への信頼の回復に関する勧告を実施（平成14年10月29日）。勧告は、委員会発足以来初めてである。

もっと詳しい情報が知りたい方はこちらをご覧ください。

経済産業省

原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正等の疑い  
- 関連する発表事項 -

<http://www.nisa.meti.go.jp/t0000000.htm>

原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題についての中間報告

<http://www.nisa.meti.go.jp/text/kensaka/141001nisa-houkokusho-honbun.pdf>

( 中間報告書別冊 )

<http://www.nisa.meti.go.jp/text/kensaka/141001nisa-houkokusho-bessatsu.pdf>

原子力安全規制法制検討小委員会 中間報告

<http://www.nisa.meti.go.jp/text/kichouka/141031houseishoui.pdf>

東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価委員会 中間報告

<http://www.meti.go.jp/report/data/g21101aj.html>

東京電力株式会社

当社原子力発電所における不適切な取り扱いに関する一連の動きについて  
( 当社原子力発電所の点検・補修作業に係る GE 社指摘事項に関する調査報告書など )

[http://www.tepco.co.jp/common/i\\_main-j.html](http://www.tepco.co.jp/common/i_main-j.html)

原子力安全委員会ホームページ

<http://nsc.jst.go.jp/>

原子力委員会ホームページ

<http://aec.jst.go.jp/>

市民参加懇談会ホームページ

[http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/nc\\_madof.htm](http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/nc_madof.htm)